

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 懸賞の賞品にも税金

Q : 私は、サラリーマンです。先日、自動車メーカーが広告のために開催したオートショーでのアンケートに応募したところ、運よく当選し、そのメーカーの自動車(現金正価200万円)を賞品としてもらいました。

この自動車にも所得税が課税されることになるのでしょうか。

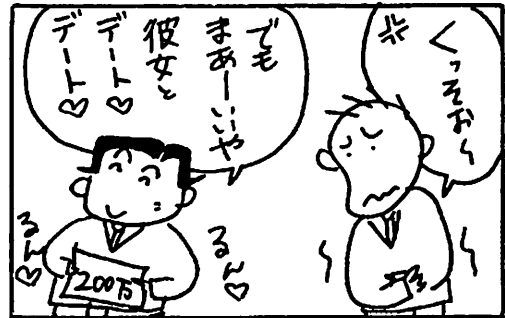
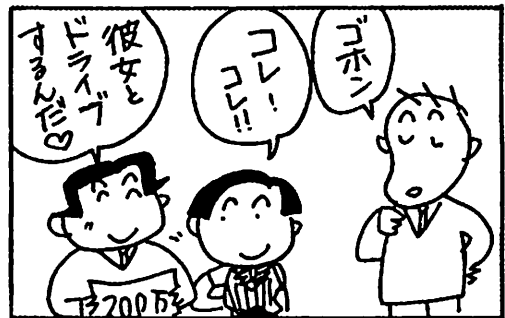
A : 一時所得として課税されます。

【解説】

クイズの賞金品や福引の当選金などは、競馬の馬主が受ける賞品やプロゴルファーなどの受ける賞金のように、その人の業務に関連して受けるものではなく、また、その他の対価性もないうえ、一時的に取得するものですから、それは一時所得として課税されることになっています。

一時所得の金額は、収入金額から収入を得るために直接支出した金額と50万円の特別控除額を差し引いて計算しますが、賞品を受けた場合の収入金額は、そのものの通常の小売販売価額(いわゆる現金正価)の60%相当額で計算することになっています。

ご質問の場合、200万円×60%－50万円の70万円が一時所得の金額となり、70万円の2分の1の35万円に給与所得の金額を合計したところで、所得税を計算し、確定申告することになります。



KIMIYO-I